

町県民税の申告が始まります

申告期限 3月15日(火)

問 税務課 ☎ 52-5804

『申告が必要な人』



- 平成28年1月1日現在、本市に在住する人
- 平成27年中に、農業や営業、不動産、配当、譲渡などで収入があった人（確定申告をした人は除く）
- 年末調整済の給与所得以外の収入があった人
- ※年末調整済給与以外の所得の合計が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。20万円以下の場合は、確定申告の必要はありませんが、町県民税の申告が必要です。
- 収入が公的年金、恩給（遺族年金を除く）のみで、年金の源泉徴収票に記載されたものの以外の控除を受けられる人
- 病気や失業、学生などで、収入が無かった人

※所得税の確定申告をした人は、原則として、町県民税の申告は不要です。

『申告に必要なもの』

- 申告書が届いた人は、必ずその「申告書」
- 印鑑（認印可）および金融機関の口座番号のわかるもの
- 電卓・ボールペン
- 給与、年金などのある人は「源泉徴収票」
- 営業や不動産などの事業をしている人は「平成27年中の収入・支払いのわかる収支計算書や領収書など」
- 医療費控除は「支払った医療費の領収書・保険などで補填される金額の明細書」
- 生命保険料控除は「生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料の支払証明書」
- 地震保険料控除は「支払保険料の証明書」
- 住宅借入金等特別控除は「登記簿謄本、住民票の写し、売買契約書、住宅取得資金の借入金・年末残高証明書など」
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を支払っている人は「保険支払証明書」

□国民年金を支払っている人は「支払証明書または領収書」

『申告会場など』

町県民税の申告は、左表の日程で受け付けますので、ご自分の自治会の申告相談日時・会場にお越しください。

□要介護認定高齢者（65歳以上）に係る障害者控除の適用を受けようとする場合には、健康保険課が発行する「障害者控除対象者認定書」

なお、都合のつかない人は、2月16日(火)から3月15日(火)までに町役場1階会議室で申告をしてください（土日を除く）。

※税務課職員の多くは申告会場に出向きますので、町役場1階会議室では最小限の職員での対応になります。できるかぎり、対象自治会の申告会場で申告をしてください。

※各申告会場では、所得税の確定申告も受け付けますが、農業（白色申告）以外の事業所得や不動産所得、譲渡所得のある人は税務署で申告をしてください。

●平成28年度町県民税申告相談日程

月 日	時 間	申告対象自治会等	申告会場
2/22(月)	9:30～11:30	竹尾・大国木 真殿・中西	西田布施 公民館
	13:30～15:30	岸田団地・西田布施・矢蔵	
2/23(火)	9:30～11:30	土井の内・塩坪・波野団地(北・南)・雇用促進 上ゲ・八和田・配原・由免	東田布施 公民館
	13:30～15:30	大波野中・大波野上	
2/24(水)	9:30～11:30	宿井・新宿井(1・2) 石の口・吉井・城南・瓜迫	城南公民館
	13:30～16:00	西山・葛岡・川西・大田	
2/25(木)	9:30～11:30	奈良・竹重・三宅	麻郷福祉会館
	13:30～16:00	新川・尾迫	
2/26(金)	14:00～15:00	馬島	馬島集会所
2/29(月)	13:30～15:30	郷東・市明	小行司分館
3/1(火)	9:30～11:30	助政・井神・地家・蓮輪 浜城・泊団地・麻郷団地	麻郷公民館
	13:30～16:00	旭・高塔・鳥越・八海	
3/2(水)	9:30～11:30	戒ヶ下・尾津(東・中・西) 見田団地	麻里府公民館
	13:30～15:30	中郷・上組	
3/3(木)	9:30～11:30	天神・新町・本町・砂田 定井手・瀬戸	役場 1階会議室
	13:30～16:00	中央南・名倉・石迫・長田	
3/4(金)	9:30～11:30	波野市・祇園・寿・一本松 長合	役場 1階会議室
	13:30～16:00	御蔵戸・平田・木地 きじが丘	